

◆札幌市基本構想（昭和 46 年 3 月～） 第 1 次長期総合計画

◆札幌市基本構想（昭和 52 年 3 月～） 第 2 次長期総合計画

○都市機能と市民生活の 2 つの側面から考察して、次のとおり都市像を設定する

1 北方圏の拠点都市をめざす

○札幌市は、著しい人口の集中と高度な中枢管理機能の集積を背景に、経済、行政、文化等の諸活動において、名実ともに北海道の首都としての役割を果たしている。また、全国的には、日本列島の主軸を形成する 7 大中核都市のひとつとして位置づけされている

○札幌市は、今後とも一層中枢管理機能の高度化を図り、北海道の開発に積極的に貢献するとともに、国土の均衡ある発展に重要な役割を果たそうとするものである

○さらに、わが国の国際的地位の進展に伴い、地理的に北方圏の要衝にある北海道は、今後一層北方圏諸国との交流を進めるべき方向にあるので、これに即応し、札幌市は、経済、学術、文化、スポーツ等、広い分野にわたって、国際交流機能の充実を図り、北方圏における拠点的作用を果たそうとするものである

2 新しい時代に対応した生活都市をめざす

○近年における都市化の進展は、環境破壊、人間疎外等の問題を深刻化させつつある。このような事態を防除して、真に豊かな市民生活を確立するため、安全で快適な生活環境の完備を図るとともに、市民の精神的、知的活動の活発化をうながし、同時に、市民相互の連帯感の高揚を図って、北方の風土にふさわしい新たな都市生活環境を創造しようとするものである

◆札幌市基本構想（昭和 63 年 2 月～） 第 3 次長期総合計画

○札幌市は、北海道及び我が国の発展の先導的役割を担うとともに、より豊かな市民生活を創造するため、「北方圏の拠点都市」「新しい時代に対応した生活都市」の二つの都市像を設定し、次によりまちづくりを展開する

<世界に結ぶ>

○札幌は、その草創期から広く海外の協力を得ながらつくられた街であり、これまでもオリンピック冬季札幌大会の開催、北方都市会議の提唱をはじめ、姉妹都市との交流など国際化を積極的に推進し、北方圏を結ぶ主導的役割を担ってきた

○活発な国際交流は、地域の文化、産業などに刺激を与え、創造性を促し、市民や企業の視野の拡大につながっていく。今後は、札幌のもつ歴史性や北の風土と南の風土との接点に位置する地理的な特性を生かし、これまで進めてきた北方圏交流を一層活発にするとともに、道都としての都市づくりの経験を生かしてアジア地域をはじめとする諸都市との交流を推進する

○国際交流の一層の推進とその拠点としての都市づくりを通じて、国際都市としてのイメージを確立し、国際社会の発展と平和に貢献しうる都市づくりを展開する

<北の都市機能を創造する>

○国際化、情報化の進展のなかで、札幌が新たな発展を図るためには、中枢機能を高度化するとともに、独自の都市機能を具備していくことが極めて重要である。このため、都市づくり、産業活

動、市民生活などのさまざまな分野において、札幌独自の専門的機能を創造する。とりわけ、これまでの貴重なまちづくりの経験や新しい科学技術を駆使し、制約条件としての冬を新しい視点から見直し、雪や寒さを資源として活用した文化や産業の創造に努める

○このことによって、活発な都市活動が促され、北の専門的情報を世界に発信し得る独自の機能をもった都市として、ますますの発展が可能となる

<先駆的な実験を継続する>

○札幌は、創建以来、新しい理想都市をめざし、フロンティア精神に燃えた先人のたゆみない努力によって築かれてきた都市である。とりわけ、開拓当初からの、大胆なまちづくりの構想と実験的精神は、札幌が誇り得る伝統である。また、開拓の過程において、我が国の伝統文化を活用しながら、広く海外の進んだ知識、技術を取り入れた進取性は、今日の札幌の市民性に強く受け継がれている。新しい試みを積極的に取り入れ、札幌の風土に適合させていこうとする伸びやかな精神的伝統を、さらに21世紀に向けて伝えていくことは重要な使命である

○都市づくりの担い手は、北の感性と豊かな創造性にあふれた市民一人ひとりである。今、再び、フロンティア精神を思いおこし、行政と市民が一体となって、21世紀に向けて先駆的な実験を果敢に続けていくことが札幌のまちづくりの責務である

◆札幌市基本構想（平成10年2月～） 第4次長期総合計画

1 北方圏の拠点都市

○札幌が国際平和、人権、地球環境問題に関する取り組みなど世界の都市の一員としての責任と役割を分担しながら、北海道の発展に中心的な役割を果たしていくためには、政治、経済、技術、文化などさまざまな分野における創造的な都市活動と国際交流を活性化し、北の拠点都市としての機能を強化していく必要がある

○このため、今後とも高度な都市機能の集積や独自の文化の醸成を図るとともに、北方圏の先導的な都市としての役割を担いつつ、東アジア諸都市等との交流を一層促進し、国際的な相互理解を深め、国際平和の実現に寄与していく

2 新しい時代に対応した生活都市

○札幌が生活都市としての機能と魅力を高めていくため、安全で安心できる暮らしの確保を図った上で、自然と調和したまちづくりや個性ある地域づくりなど市民の参加による愛着心の持てるまちづくりを進める。また、環境への負荷の低減に努めながら都市機能の高度化や力強い産業の育成を進め、活力ある都市活動を維持する

○さらに、ゆたかな都市文化を形成するとともに、市民の創造性の伸長・発揮のための環境を整備し、市民の創意と主体的な活動によって支えられ、市民一人ひとりが生きいきと暮らせる生活都市を実現していく

◆札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成25年2月～現在）

○これまでの札幌市は、人口の増加や市域の広がりなど、量的な拡大を背景に、社会基盤整備を基軸としたまちづくりを進め、身近に感じられる豊かな自然と高度な都市機能が調和した魅力的な都市として、国内外から高い評価。しかし、今後、人口減少社会の到来や生産年齢人口の減少に伴う経済規模の縮小が見込まれ、これまでの右肩上がりの社会構造を前提とした価値観は大きく変わりつつあり、パラダイムの転換が求められる

○このような中、私たちは一丸となって、今後見込まれる人口減少の緩和に努めるとともに、都市の活力と生活の質を高めながら、先人が知恵と努力で築き上げてきたこのまちを次世代に良好な形で引き継いでいかなければならない。そのためには、市民、企業、行政などが、それぞれの立場でまちづくりへの役割を果たしていくことが重要であり、このビジョンは「市民計画」として、市民と共有するビジョンであることを基本的な考え方とする

『北海道の未来を創造し、世界が憧れるまち』

○札幌・北海道の様々な魅力資源を、一人一人の創造性によって、より磨き上げながら、それを国内及び世界に発信することで、世界との結び付きを強め、投資や人材を呼び込むなど、世界が憧れ、活力と躍動感にあふれる、心ときめくまちを実現します

<新たな価値を生み出す創造とチャレンジ>

○札幌・北海道が持つ豊かな自然や文化と、先人たちがこれまで育んできた北方圏ならではの知識や技術などの貴重な資産に、今後、創造性から湧き出るアイデアによって更に磨きをかけるとともに、若者を始めとする様々な人々が、先駆的な取組にチャレンジできる環境を整えることによって、絶えず新たな価値が生み出されていくまちを目指します

<札幌型ライフスタイルの追求>

○芸術の薫り漂う、札幌ならではの個性と楽しさにあふれる都市文化と、うるおいのある豊富な自然環境の中で、多様な文化や新しいモノを取り入れ、新しいコトに挑戦していくなど、創造的に暮らす、世界が憧れる札幌型のライフスタイルを追求し、その魅力を発信します

<世界に誇る環境首都の実現>

○先人たちが築き上げた北方圏ならではの都市機能と、北海道の豊富な自然エネルギーを生かしながら、環境負荷の少ない暮らしを追求するなど、低炭素社会と脱原発依存社会を目指した持続可能なまちづくりを進め、世界に誇れる先進的な環境首都を実現します

『互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち』

○誰もが生きがいと誇りを持ちながら、互いにつながり、支え合うことで、生きる喜びと幸せを感じられる、心豊かで笑顔になれるまちを実現します

<つながりと支え合いのまちづくり>

○誰もがその能力を十分に発揮し、自らのできる範囲で社会的な役割を果たすとともに、互いの個性や多様性を認め合う寛容さと相互の信頼感の下でつながる共生のまちづくりを進めます

<道内市町村との連携と魅力創造>

○「北海道の発展なくして、札幌の発展はない」との考え方の下、私たちは北海道全体の発展を常に意識し、道内の魅力資源と札幌の都市機能を融合させながら、他の都市や地域と手を携え、北海道の魅力を更に高めます

<世界の中での都市の共生>

○国際平和や人権擁護はもとより、環境・エネルギーなどの地球規模の課題への取組が求められている中、世界の都市の一員としての責任と役割を果たすことにより、世界と共生していくことを目指します

※札幌市市民憲章

前章： わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です。

わたしたちの札幌市は雄大な自然と、たくましい開拓精神をもってきずかれ、大きく発展しつづけている希望のまちです。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、たがいのしあわせをねがい、よい市民となるため、ここに市民憲章をさだめます。

1 章： 元気ではたらき、豊かなまちにしましょう。

寒さにも暑さにも、まけないからだを心きたえよう。

みんなで仕事をわけあって、はたらくたのしい家庭をつくろう。

仕事に誇りと喜びをもち、いきいきとした職場にしよう。

力をあわせ、産業の発展に役だとう。

2 章： 空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。

大気や水の汚れ、騒音などをなくしよう。

家の周りや道路をきれいにし、花いっぱい運動をひろげよう。

公園などの草花や木をたいせつにしよう。

みんなで使う施設を、よごさないようにしよう。

みにくいはり紙や広告などは、やめるようにしよう。

3 章： きまりをよくまもり、住みよいまちにしましょう。

集会の時刻は、きちんとまもろう。

交通規則をまもって、事故をなくしよう。

みんなで力をあわせて、暴力を追放しよう。

たがいに気をつけて、ひとに迷惑をかけないようにしよう。

たがいに親切にし、おとしよりやからだの不自由な人をいたわろう。

4 章： 未来をつくる子どものしあわせなまちにしましょう。

だいじなしつけは、子どもの時からしっかり身につけさせよう。

あかるい家庭で、自覚と責任をもつ強い子を育てよう。

家庭と学校がいっしょになって、ゆきとどいた教育をしよう。

みんなの力で悪い環境から子どもをまもろう。

どの子もみんな社会の子、力をあわせてみちびこう。

5 章： 世界とむすぶ高い文化のまちにしましょう。

北国のくらしにあった、衣・食・住のくふうをしよう。

生活の中に、音楽や美術などを生かしていこう。

文化財を大切にし、みんなの文化を高めよう。

世界の人と手をにぎり、学術、文化の発展につとめよう。

札幌市民憲章は、札幌をより豊かで明るく住みよいまちにすることを念願して、昭和 38 年 11 月 3 日に市民の総意として制定された。制定の背景としては、人口増加や都市化により、人と人との結びつきが薄れ、市民の連帯意識や公德心が低下してきたことがあり、市民が毎日の生活を送るうえで、心のよりどころとなるものを市民自身の手によって作ろうという考えから作られた。

札幌市自治基本条例（平成 18 年 10 月 3 日条例第 41 号）の前文では、「私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。」としている。